

会議名称	令和6年度第1回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	令和6年7月2日（火） 14時00分から16時45分まで	
場所	杉並区役所 第3・4委員会室（中棟5階）	
出席者	委員	佐藤慶浩会長、氏橋治信委員、宇田川通宏委員、内田正人委員、内山誠委員、 惠羅明子委員、山崎正博委員、奥山たえこ委員、小池めぐみ委員、安田マリ委員、 浅見雄輔委員、福内恵子委員、 岡本静香委員（オンライン参加）、井口えみ委員（オンライン参加）、 堀部やすし委員（オンライン参加）
	実施機関	毛利区民課長
	事務局	武井区政イノベーション担当部長、黒澤情報管理課長、 眞鍋情報システム担当課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> 資料1 杉並区情報公開・個人情報保護審議会〔制度概要・関係例規〕 資料2 令和5年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録（案） 資料3 令和6年度第1回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項 参考資料（杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表）
	当日	<ul style="list-style-type: none"> 会議次第 杉並区情報公開・個人情報保護審議会委員名簿（令和6年6月1日現在） 諮問文
【会議内容】		
<ol style="list-style-type: none"> 開会 事務局職員自己紹介・委嘱状の伝達・審議会委員自己紹介 令和5年度第4回審議会会議録の確定について…資料2 令和6年度第1回審議会報告・諮問事項について…資料3 一般報告…資料3 その他 閉会 		
報告・諮問事項審議結果一覧		
報告第1号	個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について	報告了承
報告第2号	令和5年度 中央電子計算組織処理状況報告について	報告了承
報告第3号	令和5年度 小型電子計算組織利用状況報告について	報告了承
報告第4号	令和5年度 杉並区情報公開制度実施状況報告について	報告了承
報告第5号	令和5年度 杉並区個人情報保護制度実施状況報告について	報告了承
諮問第1号	住民基本台帳ネットワークシステム等業務のセキュリティ評価の実施について	—

諮問第2号	情報提供ネットワークシステム業務のセキュリティ評価の実施について	—
諮問第3号	住民情報系システムの標準化に伴う特定個人情報保護評価第三者点検について	—
一般報告	令和6年度 住民基本台帳ネットワークシステム等業務及び情報提供ネットワークシステム業務に係るセキュリティ運用計画等について	報告了承

会長	本日は御多用の中、当審議会へ御出席いただきまして、ありがとうございます。ただいまより「令和6年度第1回杉並区情報公開・個人情報保護審議会」を開会いたします。初めに、組織機構改正及び事務局職員の人事異動について、事務局からお知らせをお願いします。
区政イノベーション担当部長	今年4月1日の組織機構改正に伴いまして、昨年度までの「デジタル戦略担当部長」の職が廃止となり、「区政イノベーション担当部長」の職が新設されました。私、武井が引き続き務めますので、よろしくお願いいたします。続いて、情報管理課長は、昨年度に引き続き、黒澤勝美が務めます。
情報管理課長	よろしくお願いいたします。
区政イノベーション担当部長	情報システム担当課長は、今年度、新たに着任しました眞鍋稔晴です。
情報システム担当課長	よろしくお願いいたします。
区政イノベーション担当部長	以上です。よろしくお願いいたします。
会長	続いて、委員の変更について、事務局からお知らせをお願いします。
情報管理課長	ただいま会長からお話がありましたとおり、複数名の委員の交代がありました。新委員の皆様には、委嘱状を席上に配布しておりますので御確認いただければと思います。オンラインで参加の新委員におかれましては、後日、委嘱状を郵送させていただきます。 また、審議会委員名簿を席上に配付しております。新委員のお名前を名簿の記載順にお呼びしますので、一言、頂戴できればと思います。御所属とお名前程度で結構ですので、よろしくお願いいたします。
(新委員の自己紹介)	
情報管理課長	新委員の皆様、どうもありがとうございました。
会長	続いて、連絡事項について、事務局からお知らせをお願いします。
情報管理課長	本日の会議の連絡事項をお伝えいたします。本日の会議におきましても、オンラインによる会議参加を実施しております。本日は、岡本委員、井口委員、堀部委員の3名がオンラインで参加しております。 また、本日、加藤委員、小林委員、手島委員の3名について、欠席される旨の御連絡を頂いております。 続けて、審議会進行に当たっての留意点について御説明をいたします。まず、発言者を明確にするために、発言をする委員は挙手をして、会長の指名を受けてから御発言をお願いいたします。また、お名前を名乗った上で、御発言をお願いいたします。オンライン参加の委員におかれましては、発言時以外はマイクをミュート状態にさせていただきよう、お願いいたします。
会長	それでは、議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてありますように、前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

	<p>それでは、資料2の令和5年度第4回の会議録についてですが、まず事務局から修正や補足説明はありますか。</p>
情報管理課長	<p>修正、補足等はありません。</p>
会長	<p>それでは、委員の皆様から会議録につきまして、訂正箇所、御意見等はいかがでしょうか。</p>
<p>(意見等なし)</p>	
会長	<p>ないようですので、令和5年度第4回の会議録については確定とさせていただきます。</p> <p>次に、次第4に移らせていただきます。報告・諮問事項の審議に入ります。それでは、区政イノベーション担当部長、諮問文を読み上げてください。</p>
区政イノベーション担当部長	<p>(諮問文を読み上げて会長に渡す。)</p>
会長	<p>区政イノベーション担当部長から諮問文を受けました。それでは、会議次第の裏面、報告・諮問事項の一覧の順に従って審議をまいります。</p> <p>まず、報告第1号「個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について」の当審議会での取扱いについて確認します。</p> <p>昨年4月に改正個人情報保護法が施行されたことにより、令和4年度まで当審議会に個別に報告・諮問されていた個人情報の取扱いに係る類型的な案件について、報告・諮問することができなくなったため、個別の業務における個人情報の取扱いについての審議ではなく、個人情報の取扱いに関して、区の内部で実施した自己点検の取組状況を審議会に報告していただくものです。それでは、報告第1号について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>報告第1号</p>	
情報管理課長	<p>(資料3の10ページまでの案件について説明する。)</p>
内田正人委員	<p>資料の御説明について、よろしいでしょうか。まず、資料3を見て、報告が承認されたという所までは追えたのですけれども、その後、別の資料を参照するところについて、何がどこに書いてあるのかということ、こちらが探す時間も含めて、もう少しゆっくりお願いできますか。</p>
情報管理課長	<p>承知しました。失礼いたしました。</p>
内田正人委員	<p>資料3が報告の主な内容だと思うのですが、そこから参考資料の何ページから何ページまで書いてありますので、そこを見てほしいということだったので、そのことが資料3の中には書かれていないので、自分で探さないといけないということですか。</p>
情報管理課長	<p>今回、資料3には参考資料の参照ページの記載がございませんので、口頭で説明させていただいております。</p>
内田正人委員	<p>資料3のどこかに、関連資料は参考資料の何ページから何ページに書い</p>

	<p>てあるということが書いてあれば、後で確認するとか、事前に確認するということができるのですが、そうでないと、私のような初めて参加する委員は、どこをどのように見ればいいのか分からないと思います。今回は口頭でいいのですけれども、これからは初めて参加する委員にも分かりやすいように、参考資料の中の何ページから何ページまでに、関連することが書かれているということを書いておいてもらいたいのですけれども、よろしいですか。</p>
情報管理課長	<p>大変失礼いたしました。次回からは、資料の参照をしやすいように、記載内容を検討いたします。</p>
会長	<p>この参考資料という分厚い資料がありますよね、これは、こちらの案件番号の頭から順番に綴じてあるのです。案件番号の記載欄があるので、ここに案件番号が書いてあれば、目次の作成まではしていただくなくてもよいかもしれません。右上に案件番号という欄がありますよね。ここは基本的には1、2、3、4、5、6…と並んでいくのだと思うのです。事務局で記載できるのであれば埋めていただいて、もし、事務手続の順番などの関係で、ここに番号を埋めるタイミングが合わなくて空欄になってしまっているのであれば、仮の順番でも構わないので、その辺を工夫していただけますか。</p> <p>内田委員、よろしいでしょうか。参考資料は、資料3の案件が1から順番に並んでいる構成になっています。</p>
内田正人委員	<p>今、会長がおっしゃられた、参考資料の案件番号の欄に関する御説明について、どこにどんな数字が入ればよかったということなのか、もう一度よろしいでしょうか。</p>
会長	<p>それでは、資料3を見ていただけますか。資料3は、10ページが案件全体の一覧表です。10ページに表があると思うのですが、この一番上の欄に「自己点検案件番号」と書いてあり、横向きに1から17まで並んでいると思うのですけれども、この1から17の番号が、1ページからの報告番号に対応しています。例えば、1ページの最初の案件は、「【報告】参加型予算に関する業務」の最後に(1)と書いてありますよね。先ほどから区が報告1と呼んでいるのは、この後ろの(1)のことを言っているのです。書き方としては、後ろに「…(1)」ではなくて「報告(1)」と書いていただいたほうが分かりやすいかもしれないのですが。以降も、同じく(2)、(3)、(4)、(5)…というように進んでいきます。これが資料3の番号です。そして、参考資料も資料3の報告番号の順番どおりに束ねられています。参考資料の右上の欄に番号が書いてあると、資料3との関係が分かりやすいので、事務局に対応を依頼しました。</p>
内田正人委員	<p>分かりました。ありがとうございました。</p>
情報管理課長	<p>(資料3の10ページまでの案件について説明する。)</p>
会長	<p>いったんここで区切らせていただきます。10ページまでの説明につい</p>

	て、御質問はありますでしょうか。
内田正人委員	参考資料の48ページを見ますと、外部委託記録票があつて、記録年月日として令和6年9月1日と書いてあるのですが、この日付の意味がよく分かりません。未来の年月日がここに書いてあるということに、少し抵抗があるので説明していただきたいです。
情報公開調整担当係長	この資料の見方について、今、委員から御質問がありました48ページと、47ページも併せて御確認いただければと思うのですが、47ページの扉のページの「実施予定年月日」という所です。この「実施予定年月日」が令和6年9月1日となっております、先ほど御質問のありました48ページの外部委託記録票の記録年月日も9月1日となっております。基本的に、この個人情報の取扱いに関する自己点検は前提として、これから業務を実施します、ということに関して事前に点検をすることになっております。外部委託を始める日が9月1日からなので、事前に自己点検をしましたよ、という考え方で、このように帳票を作成しているところです。
内田正人委員	分かりました。あと、もう1点お願いがあります。この資料はA4の資料とA3の資料があるのですが、A4の資料はページ数がすぐ分かるのですが、A3の資料は全部開かないとページ数が分かりません。A4の紙は裏表があるのでページ数の記載はセンターでも構わないのですが、A3の資料は両面にページ数が書いてあるということがないので、この折り返してある所を開かなくても分かるように、次回からしていただくと助かります。
情報公開調整担当係長	資料のレイアウト、ページ数の書き込みについては、事務局も課題事項として認識しております。今後はページ数の振り方とか、レイアウト自体も少し工夫をしていきたいと考えているところです。今、頂いた御意見も踏まえまして、レイアウトの改善に取り組んでいきます。
会長	ほかに御質問はありますか。
福内恵子委員	資料3の5ページ、【報告】(9)です。部会点検の要点の回答になるのですけれども、「両課のデータを共有することはしないが、データを共有することによるセキュリティ面のメリットもあるので、今後検討していきたい」とあります。この「データを共有することによるセキュリティ面のメリットもある」という、この記載が少し理解できないので教えてください。
情報公開調整担当係長	区のセキュリティに関するところなのですが、個人情報等を取り扱うためのフォルダがありまして、基本的には課ごとに分けられています。今回も課ごとのフォルダから出力されたものを互いに照会する方法を考えております。今回のようにデータを共有しない場合、例えば紙で印刷したものをやり取りする際には、紛失等の事故の可能性があります、両課が同じフォルダで同じデータを見られるようになれば、共有していないことに起因するセキュリティ事故の可能性は減少します。そういった点でメリットがありますが、現時点ではデータを共有することは考えていないので、

	今後検討したいとの回答でございました。
会長	ほかに御質問はありますか。
奥山たえこ委員	<p>参考資料の記載事項で、同じ確認項目なのですがすけれども事業内容によって、その対応方針が違うのです。個人情報項目が違いますから、それは当然だと思うのですが、私が見ていくに当たって、むしろ、こっちのほうがこの対応にはいいのではないかとか、これに関してこんな対応でいいのかなというところが幾つかありましたので、お尋ねします。</p> <p>確認項目を言いますと、例えば「精神保健相談他 4 業務に関する業務」が 13 ページにあります。この右側の点検項目の⑦について、ここを読み上げて、私の理解を申し上げますので、それでよろしいかどうかを、ご確認していただければと思います。「漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか」ということです。これは私の理解でいうと、例えば 13 ページの左側に、個人情報が 1 から順に並んでおりますけれども大変機微なものであります。どれも個人情報なのですが、これらの情報は名前や住所と一緒に、もし漏れたとしたら大変なことになると思います。</p> <p>そういう場合に備えるために、この⑦というのは、例えば氏名や住所だけをここから除く。そして除いたデータのファイルを 1 つ作る。そしてもう 1 つ、例えば氏名と住所だけを格納したファイルを作る。さらに、もう 1 つ、その 2 つのファイルを結び付けるものをもう 1 つ作っておいて、それを使うことでキーにして、両方のファイルが突合できると、必要になったら 1 つのファイルとして使うことができる。まず、この⑦というのは、そういうことを指しているのかどうか、教えてください。</p>
情報公開調整担当係長	<p>こちらの項目は、最終的な措置としては、今、委員がおっしゃられた何かをキーにして別のものを結び付けて、2 つで 1 つの情報とするという措置もあるかと思うのですが、氏名のイニシャル化ですとか、特定できる氏名を削除するとか、そういった措置に関する規定です。方法としては、今、奥山委員がおっしゃられたように、これだけでは誰なのか分からない「A」というファイルがあり、「B」というファイルには、名前が入っている。それらを結び付けて 1 つのファイルとするといったような場合の、氏名の一部削除とか、イニシャルにすることを置き換え、そういった措置をしますかというような設問として作られたものです。</p>
奥山たえこ委員	<p>そういう方法はリスクヘッジとして、かなり効果があると思っております。やはり、これだけのデータが入っておりますので。この 13 ページ、⑦の対応が右側に書いてあるのですね。確認事項への具体的対応・代替措置等までは読み上げませんが、要は、記載のような措置を講じる予定はないというのが、この 13 ページに記載された内容です。これがまず 1</p>

	<p>つのパターンです。</p> <p>それから、ほかにもパターンがあるのです。40 ページの同じく⑦の対応ですが、これに対するの回答を読みます。「提供する個人情報とは全て業務に必要なものであるため、当該措置は実施しない」とあります。これは回答がよく分かりませんね。確認事項の求めるものがきちんと理解されているのかなと、思いました。これが2つ目のパターンです。</p> <p>次に、3つ目のパターンは46 ページです。ここの回答ですが、「必要に応じて特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除する」とあります。私は、これが模範解答だと思うのです。このようにしていただけるのであれば、万が一漏れたときでも、きちんとリスクヘッジができると思っています。つまり、漏れることはあるのだという前提に立って対応するのがリスクヘッジだと思うのです。</p> <p>この3番目はいいですよ。2番目に言ったものは、よく分からない。そして一番初めに説明しました「精神保健相談他4業務」に関するということの回答が、こんな回答でいいのかどうか。これだけの機微な情報が盛り込まれているのに、この記載を見たら、何もやらないという回答なのです。ということは、データは漏れないのだということを前提に仕事をしているのではないですか。漏れたときにどうするかというのが、これがリスクヘッジですよ。この対応が分からないです。以上、3つのパターンがあることが分かりました。</p>
<p>情報公開調整担当係長</p>	<p>今、委員が御指摘された3つのパターンの実際の実務と施す措置を照らし合わせて説明させていただきます。まず、1つ目のパターンですが、13ページの外部結合における措置のところ、「左記のような措置を講ずる予定はない」という記載ですが、この「精神保健相談他4業務」については、今は紙で管理をされているのですが、精神保健業務等で支援している対象者のカルテをクラウドサービスによって電子化するというものです。</p> <p>当然、委員がおっしゃられたように、どこまでセキュリティ、守備的な方法を突き詰めていくのかということを書いていけば上限がなく、今、御提案があったように、例えばキーを用意しておいて2つのファイルがなければ、対象者が分からないというようなものにするというのは、セキュリティの面からいえば当然そちらのほうがセキュリティとしては高いと思います。一方、実務として、対象者の情報を見ようとしたときに、この電子カルテシステムを使用する際に、例えば「通し番号300番の人のカルテは、これは誰だっけ。では、こちらの宛て名表から見てみたら、これは誰々さんだ。」といったことが想定されます。実務とセキュリティを比較して、今回についてはクラウド上に電子カルテシステムを作るということから、すぐに見られるようなシステム構成にするために、伏せ字とか、キーで結び付けて対象者を特定するような処理は行わないシステムを構築するという手続でした。</p>

	<p>続いて、2番目のパターンですが、40ページの「教職員の研修に関する業務」の外部結合で、提供するに当たって、設問に記載の措置は実施しないという点検内容ですが、こちらは全国教員研修プラットフォームという独立行政法人のシステムにおいて、これはクラウドサービスなのですが、職員の情報をクラウドサービスに入力するということになりますので、これを伏せ字等にしてしまうと、記録されている先生方の情報が誰のものか分からないということになりますので、先生に関する情報そのままを、システムに入力していくことになります。そのため、当該措置は実施できないという記載になりました。</p> <p>3つ目の46ページですが、今、委員からは模範回答という御意見を頂いたところですが、記載のように、必要に応じて、全文削除、あるいは一部削除をするというような書きぶりになっています。これは臨時福祉給付金等支給に関する業務で、定額減税調整給付の事務において、クラウド上の算定システムに個人情報を入れて、クラウド上で算定して返してもらうという案件なのですが、必要に応じて措置はするという内容です。措置が可能で、当該措置が必要なのであれば、対応するという事です。</p> <p>どの案件においても、実務との兼ね合いを比較して、セキュリティと実務の比較考量で、ここまで措置をしますという、そのような回答になっているものだと、事務局としては理解しております。</p>
<p>情報管理課長</p>	<p>今、奥山委員から3つのパターンということで御紹介いただいたのですが、情報公開調整担当係長が申し上げたように、確かに業務によっては、実際に個人情報の記録のされ方、例えば参考資料の40ページの教職員研修事務で言いますと、これは全国のプラットフォームである教員研修プラットフォームで、自治体の教員の研修記録として、名前や生年月日、こういった研修を受けていくかということ等を挙げていくというものです。業務によっては、そのまま挙げる必要のあるものもあるということは確かにあるのですが、ただ、この40ページに記載した書き方ですが、この「当該措置は実施しない」という書き方や、この自己点検の際には、こちらの確認事項を一つ一つ、事務局又は担当の所管と一緒に顔を突き合わせて協議して作っています。そこで、その内容についてしっかりと確認する意図ということは確認していたのですが、この具体的対応・代替措置の所の書き方については、「この当該措置は実施しない」ということで、こう規定されている意図が、どこまでこの重要性が分かった上で書いているのかというところが、一見するとちゃんと分かって書いているのかなと思われてしまうというところもあると、今、改めて私もそう思いましたので、ここはもう少し、様々な方が御覧になる書類ですので、しっかりと安心していただく、区としてしっかりとセキュリティを考えて守っているということを御理解いただけるように、そういう記載の仕方をしていきたいと思っております。</p>
<p>奥山たえこ委員</p>	<p>今、御答弁を頂いて、セキュリティ、個人情報を守るということと、実</p>

	<p>務上の手間暇を省くというか、若しくは、余計な手間を掛けずにやりた いというようなことが天びんに掛けられていると。そして実務のほう为重 くなっているというふうに私は受け止めました。</p> <p>お尋ねしますけれども、これはインターネットでつないでいるわけでは すよ。LGWAN でもない。LGWAN だから頑丈だとは思いませんけれども、クラウ ドサービスはインターネットですよ。それから、常時接続ですよ。また、 マシンは、まさかスタンドアローンに移し替えたりとか、データを移し替 えたりとかもしませんよね。これだけの機微な情報を常時接続でインター ネットに接続しておいて、そして、そこで作業をする。その時間も常時接 続ですよ。釈迦に説法ですけども、ランサムウェアで感染されたとか、 昨今はものすごい大企業がそのことで業務が中断している。1つの事業が インターネットの番組配信が潰れそうなことになっている。それだけのこ とがあるわけですよ。お聞きしますが、杉並区は絶対にランサムウェアに 感染しないのですか。</p> <p>それから、今のような言い方で、もしデータが流出したら、「申し訳あり ません」で済むと思っているのですか。</p>
<p>会長</p>	<p>今の回答をする前に、最初の奥山委員の質問に対する区の説明が少し分 かりにくかったので、恐らく奥山委員が誤解したような気がするので、念 のため補足いたします。奥山委員から指摘いただいたパターンでいうと、 パターン2とパターン3が一番分かりやすいですよ。パターン2とパタ ーン3の違いというか、左側に書いてあることの意味は、その業務に当た って必要最低限のものを提供しようということが書いてあるわけ です。パターン2のほうに関しては、提供する情報が全て必要なもので、本 人を特定するために必要な項目なので一つも消せないですというもので す。</p> <p>パターン3は、実際に一部のものを消すことができるので、消すという 処置をしようということ。漏えいのリスクを区が甘く見ているの ではないかという話ではなくて、例えば、住所の所番地まで書かないと本 人が特定できない場合と、何らか母集団が分かっていたら、町名ぐらいが 分かると本人が分かる場合もあるかもしれないですよ。そういう場合に、 所番地まで提供する必要がないのだったら提供をしないというのがこの 措置なので、2番に関しては全てを提供する必要があり、3番は、不要な ものは提供しないということですね。</p> <p>ただ、ここで言っているパターン2のほうは、基本的に提供する個人情報 は全て業務に必要なものであると、だから一部削除というのはできません でしたという回答なのだと思います。そして、46 ページのパターン3の ほうは、「必要に応じて特定の個人を識別することができる記載の全部又は 一部を削除する」と。ですから、本人を特定するために必要のないものがある かもしれないので、だったらそれは消しようということだと思う</p>

	のですが、区の説明はこれで合っていますか。
情報公開調整担当係長	会長に整理していただいたとおりです。私の説明が不正確で申し訳ございませんでした。
会長	40 ページの「当該措置は実施しない」という記載が少し後ろ向きに見えるので、表現を考え直しますと区がおっしゃったのですが、提供する必要があるから一部削除は実施しないということなので、何か当たり障りのいい日本語を考えていただければいいのですけれども、今の趣旨が分かった上であれば、奥山委員としても語尾が「当該措置は実施しない」でもそんなに問題ないのではないかと思うのですが、いかがですか。
奥山たえこ委員	<p>私が勘違いしていたとすると、⑦の読み方が間違っています。データを必要なもの、必要でないものという最低限でそろえるということではなくて、一番分かりやすいのは 13 ページですが、例えば、機微な個人情報と並んでいる、これが 1 つのファイルとして、そこで作業をしているとすると、それがもし漏れたら大変なことになるから、それを 2 つに分けるとかして、先ほど突合するのは手間が掛かりますのでとか、セキュリティと実務ではとおっしゃったけれども、そういう体制をすれば、リスクヘッジになるのではないですかと思ったのです。</p> <p>13 ページの記載を見ると、特にしないということですよ。これが漏れたらどうするのですかということが私は気になるのです。それとも、漏れないから絶対に大丈夫なのですか。</p>
会長	区から何か補足の説明はありますか。どちらかという、13 ページが余計なことが書いてあるような感じもするのですよね。左側の対策に関することではないことまで書いたから回答がおかしくなっているような気もするのですが、いかがですか。設問に関する措置はしないけれども、ほかの措置を講じるということ、文章では、代替措置について先に記載して、後ろで、設問に関する措置は講じないと書いたから、奥山委員が誤解されたような、そういう受け取られ方をしたかなという気がするのですけれども、どうでしょうか。
情報公開調整担当係長	表現としては、入れ替えたところで印象が変わってくることもあろうかとは思いますが、今回はこういう書き方で、資料が作成されていることは事実としてあります。
会長	そうですね。どちらかという、確認事項の書き方が若干分かりにくいとか、伝わりにくいものかなとも思います。確認事項は杉並区で作成している文書でしたか。それとも総務省でしたか。
情報公開調整担当係長	こちらの確認事項は、区で制定した安全管理措置等基準の記載を自己点検表に落とし込んでいるものですので、記載としては区として規定したものです。
会長	分かりました。そうであれば、次回以降の改善としては、むしろ確認事項の書き方を、趣旨がきちんと伝わるように改善していただければ、右側

	<p>の確認事項への回答は、説明の順序が逆とかはありますが、パターン2とかパターン3はそのままでもいいと思います。確認事項の所が、奥山委員が見ても分からなかったというところは、恐らくこの後、所管課が読んで同じように分からないケースも出るかもしれません。この審議会のために修正するというよりは、今後、所管課の方が読みやすいようにするという改善として、少しお手間を掛けていただいて確認事項の所を所管課の人が読んで分かりやすい文章にさせていただくといいかないと思いました。</p>
会長	ほかに御質問はありますか。
堀部やすし委員	<p>【報告】(6)と【報告】(8)について確認させてください。【報告】(6)は、教職員研修に関する業務ということでした。外部提供の情報としては、氏名、性別、生年月日、職業、勤務先などがあるわけですが、性別を提供しなければならない理由は何でしょうか。ここに書かれている理由を確認すると、「研修受講履歴記録システムに連携して、研修受講申込みや研修履歴を管理するため」とありますが、性別はなくとも十分管理が可能ではないかと思われます。これは恐らく全国的なシステムですので、独立行政法人側から性別を提供しろということだろうとは思いますが、一応、趣旨はどういうことであるのかということが分かる範囲で御説明いただけたらと思います。</p> <p>次に、【報告】(8)ですが、文化・芸術振興に関する業務ということで、部会から質問が出て回答が出ていました。部会での回答を見ますと、「これまでも審査は委託していたが、区が間に入って調整をしていたため、委託先に個人情報を取り扱わせていなかった」ということでした。少し分かりにくいのですが、これまでの委託では個人情報を委託先には提供せずに、例えばAさん、Bさん、Cさんという形で個人情報を伏せて審査手続をしていたと、こういうことだったと。今回からは、個人情報も含めて委託先に提出していくと、こういうことだと受け止めればよろしいでしょうか。</p>
情報公開調整担当係長	<p>最初の性別については、委員の御推察のとおり、システムが入力項目として設定しているため、提供するという内容になっております。</p> <p>続いて、文化・芸術振興に関する業務です。この業務は、補助金を申請した団体のコンテンツ、例えば、演劇だったり楽曲だったり、いろいろあると思うのですが、その内容が要綱の基準に合致しているか審査する業務を委託しており、これまでは、審査を委託するに当たり、申請団体の発表日については、区から委託先に連絡していましたが、今後は、委託先が申請団体の担当者と直接やり取りをして、日付等を確認してコンテンツの審査に行ってもらうため個人情報の取扱いが発生するといったところで、外部委託記録票が作成されたものです。</p>
会長	10ページに戻っていただいて、この審議会ですべきことは、前回も申し上げましたが、10ページの中で中段にある「その他の内容」です。「その他の内容」が出てきましたら、それを上のチェックリストの所に組み込

	<p>むか否かを判断するのが、この審議会の主たる作業です。</p> <p>私から先に提案しますと、今回、「その他の内容」としては、「目的外利用の方法」というものが【報告】(9)で発生いたしました。それから、「再委託が発生する際の安全管理」の措置というのが、【報告】(11)で指摘事項に含まれました。それから、「個人情報登録簿各帳票の考え方」ということで、【報告】(15)で部会が指摘をしたというところなのですが、この審議会では部会でやっていただくことの確認項目のチェックリストを作っていきますので、上2つの「目的外利用の方法」を確認するという所と、「再委託が発生する際の安全管理」措置を確認するという所に関しては上に組み込みます。それから、個人情報管理簿各帳票の考え方は、考え方を確認したということなので、上に入れると常にマルが付くことになるので、3行目の所は上には組み込まずに、今回は御報告だけ頂いたということにしたいと思います。これについて御意見を伺えればと思います。いかがでしょうか。</p> <p>あるいは、前回も言いましたが、どんどん増やしていくと上のチェックリストがどんどん増えていってしまうので、なるべく統合できる所とか、前回の議事録にもありますが、上の表現について少し抽象度を上げることで統合するとかというのがあれば、なるべく数を増やさずに、チェックリストとしては簡潔にしましょうというお話をしていました。</p> <p>私が見る限り、今回、新たに入れた目的外利用の方法という所と、再委託が発生する際の安全管理という所に関しては、上のほうでは類似で統合できる所はないので、独立して新設してもいいかと思っています。むしろ、再委託が発生する際の安全管理は最初からあってもよかったかなというぐらいですけれども、いかがでしょうか。3つ目の考え方というのをチェックリストに入れるのは、考え方に関しては従来どおり、その他の項目として報告していただくことがいいのではないかと思っております。こちらもよろしいでしょうか。</p>
(意見等なし)	
会長	それでは、続きの御説明を資料3の11ページからお願いいたします。
情報管理課長	(案件について説明する。)
会長	では、今の11ページと12ページに関して御質問があれば、挙手をお願いいたします。
(質問なし)	
会長	では、御意見があれば挙手をお願いいたします。
安田マリ委員	私からは、デジタル化とか、様々な行政サービスを本当に必要としている人たちに漏れなく届けるために、新しいシステムが構築されて、区民生活における利便性が高まるというのは非常にいいことだなど、改めて伺っておりました。一方で、自分の個人情報が一元管理されるということに対する不安を感じている方もいらっしゃる中で、このように自分の個人情報

	<p>を区が保有し、目的外利用したり一元管理されたりするということを区側から逐一説明しているわけではないということも事前に伺いました。昨年度からこの審議会で報告していただいていることとか、情報公開をしているので、そこで見ることは可能ということも伺いました。そういう中で、区民の方にその辺りの事実や安全性について、もう少し窓口等で情報提供をしたりする機会があってもいいのかなと考えます。区の個人情報の保有管理状況等を、もう少し積極的に知らせるべきではないかなと考えます。</p>
情報管理課長	<p>区としては、庁内の各所管でいろいろな業務を行っております。例えば、窓口あるいは文書といった方法で、この業務では、お名前はこういうことに使いますよ、住所はこの目的で使いますよということは、各所管で必要な利用目的の明示をしております。本日の審議会で御報告させていただいているような、これから新たに始める業務で、こういった内容を個人情報として利用する予定ですか、あるいは、こういった情報をシステムに入れていきますと、そういったことを審議会が終わった後に、区のホームページ等を通じて公開させていただいているところではあります。ただ、おっしゃるように、区としてどういう取組をしているのかということも含めて考えますと、伝え方というのはもう少し考えていく余地はあるかなと思いますので、そこは今後しっかりと考えてまいりたいと思います。</p>
会長	<p>ほかに御意見はありますか。</p>
小池めぐみ委員	<p>今、報告いただいた保有個人情報の安全管理措置に係る監査結果について、令和6年度の実施予定課なのですけれども、保有している個人情報の性質や部ごとのバランス等を検討の上で決定することです。昨年は6課でしたが、今年も同程度の数を予定しているのでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>令和6年度についても、前回と同じ程度の規模感で、6課前後を予定しております。</p>
小池めぐみ委員	<p>教育委員会のほうで、セキュリティのリテラシーに懸念を持たれるような不適切な事案がありました。そういったことも含めて、全体の部署を、今日も報告が17件ですかね、たくさんありましたが、まず個人情報を扱うときというのは、今このような形で部会でもチェックをしてくださっていると思うのですが、特にそういった不適切な事案があった所は、管理職だけではなくて所管全体が情報管理ということについて意識を高めていただけるような取組を進めていただけたらと思います。</p>
情報管理課長	<p>監査の対象とする課を決定する際には、先ほどの説明の中では部ごとのバランスや、扱っている情報の性質という言い方をしたのですが、もちろんその観点はありつつも、昨今の情報の取扱いの状況なども当然勘案すべきだと思いますので、その辺りも考慮に入れて考えていきたいと思います。</p>
会長	<p>ほかに御質問、御意見がなければ、報告第1号は了承といたします。次に報告第2号から報告第5号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>

	す。
	報告第2号 報告第3号 報告第4号 報告第5号
情報管理課長	(案件について説明する。)
会長	この後、報告第2号から報告第5号について、それぞれ順番に質問に行きたいと思います。 まず、報告第2号について御質問・御意見はありますか。
	(質問・意見なし)
会長	次に、報告第3号について、御質問はありますか。
福内恵子委員	資料18ページの、令和5年度に廃止申請されたシステムで、障害福祉系のシステムが令和5年12月18日で廃止されているのですが、こちらは令和5年度中に、既に福祉子育て業務システムのほうに切り換わったと理解してよろしいのでしょうか。
情報管理課長	御質問いただいた当該システムについては、小型電子計算としての利用は12月28日をもって終了しましたが、今まで使っていた機能を中央電子計算組織に移して事務処理を続けています。
会長	ほかに御質問がなければ御意見に移りたいと思います。御意見はありますか。 そうしましたら、報告第4号にまいります。報告第4号は資料3の26ページからです。この報告4につきまして、御質問がある方は挙手をお願いします。
小池めぐみ委員	報告4の(1)の請求可否決定状況から質問です。請求件数が令和4年度の403件と比べて、令和5年度は293件と大幅に数が下がっているかと思うのです。理由としてはどのようなことが考えられるのでしょうか。杉並区としては情報公開を進めていて、ホームページ上でのいろいろな対話集会や、都市計画のまちづくりの部署での資料の公開なども進んでいるかと思うのですけれども、そちらも含めて数が減ってきているということなのか、お伺いします。
情報管理課長	令和5年度については、前年度と比べて100件少々減少していることとなります。要因の1つとしましては、区長の日程表という情報がございまして、前区長の際は区長の日程表について定期的に情報公開請求がなされておりました。例えば3日に1回とか1週間に1回とかというペースでしたが、年間にしますと令和3年度は200件を超えるぐらいの件数でした。令和4年度になって、年度途中で区長が交代したわけですが、その区長交代までも30件ほど請求がありまして、1つの要因としては、区長の日程表に関する情報公開請求が、令和4年度の区長交代以降はほとんど0に近い数字になったということが1つの要因としてあるのかなというところで

	<p>す。</p> <p>あとは、これを出したから明確に何件減ったという言い方もできないのですが、例えばまちづくりに関する情報の場合、今は区のホームページなどでも1つの特集ページを作って情報をまとめて公開しているという取組も近年行っているところです。そうしたことも、要因の1つとして考えられると認識しております。</p>
小池めぐみ委員	<p>今は区長の日程も全部公開されているので、誰でも見ることができます。まちづくりのところでも、過去の審議会とか協議会にまで遡って会議録等を出していただいているので、わざわざ情報公開請求をしなくても済むようになってきているのは本当に区民としても有り難いことだと思います。</p> <p>情報管理課としても請求の数が減ったということで業務量自体も減っていると認識してよろしいのでしょうか。職員の超過勤務に変化があるのかどうか、お伺いします。</p>
情報管理課長	<p>一番分かりやすい数値としては、職員の超過勤務の数値かと思います。令和3年度、4年度辺りの数値で言いますと、情報管理課の中でも、情報公開係という部署があり、その部署の職員が所管課と調整しながら事務にあたっているのですけれども、1人当たり1月30～40時間ぐらいの超過勤務がありました。これは全職員で平均しての数値ですので、若干上下があって、職員によっては50時間、60時間、80時間とかいうこともありました。令和5年度については、同じく1月の1人当たりの超過勤務の数値は平均すると約20時間程度になっておりますので、この点について言えば、対応する請求の件数が少なければ少ないほどそれに比例して、超過勤務の時間が減少するということが基本的には言えると思います。請求によっては1件で多くの時間を要するものもあったりはするのですが、総体として見れば、全体として数が少なくなっているもので、それに比例して職員の業務負担も減少・軽減の傾向にはあるのかなという理解はしております。</p>
小池めぐみ委員	<p>業務負担を減らすのも大切なことだと思うので、やはりこの情報公開が事前に徹底されることによって、区民の知る権利を保障することにもなるし、職員の皆さんの業務負担を減らすことにもなるということで一石二鳥だと思いますので、さらに進めていただきたいです。また、情報公開が各課で徹底されていくことによって、そもそも区の情報公開するものだという前提で、所管の皆さんが資料を作っていくというような意識の変化というものがあるのかなと思います。職員の情報公開に関する姿勢とか、業務を行う上で資料の作り方が変わっていったりしているかということも含めて何か変化があるのか、今後も、もちろん情報管理課としては業務負担を減らすということと情報公開を進めるということで取組を行っていただけるかと思うのですが、その辺りの意識の改革というのは、全庁的にどのような感じになっているのでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>情報公開請求あるいは情報をオープンにして制度を使わなくても情報を</p>

	<p>見ることができるということも含めて、情報公開の職員も、実際に情報を持っている各所管課とやり取りをしながら実務を進めているところですので、各所管で資料を作成する際とか、メモでも何でもいいのですけれども、そのときには第三者が見るということを前提に資料を作成し、また記録して管理をするという一連の流れが必要だと思っておりますので、そこは全庁どの部署にも共有し徹底していく必要があると思っております。</p> <p>ただ、未だ所管によっては、その温度差を感じる場面も少なからずありますので、前回の審議会でも一般報告をさせていただきましたけれども、この度改めて手引を作成したりとか、情報をよりオープンにすることについての方針をつくったというきっかけがありますので、今年度、来月の終わりぐらいに、また係長級を対象とする全体研修を行う予定です。動画研修を実施したり、外部からオープンデータとかオープンガバメントとか、そういうことに明るい有識者の方を呼んで講演をしていただくようなことも考えていますので、そうした諸々の取組を通じながら全庁的な意識啓発を徹底して行って、より良い状況にしていきたいと考えています。</p>
小池めぐみ委員	<p>請求から公開まで、期間を短くして努力していただいているとは思いますが、長いものもまだあると思います。27ページで、それぞれ請求日と決定日を見ると、期間が分かるようになってはいますが、決定までの期間が長いものについて、理由としては、どういうことが挙げられるのかお聞きしたいです。</p>
情報管理課長	<p>区としては標準処理期間を14日以内と定めていますので、当然それを守っていくのが大前提としつつも、請求の内容によっては、例えば情報量が膨大にあるとか、過去5年まで遡るとか、あるいは第三者に意見照会をする必要がある場合もあり、時間を要することもあります。諸々の理由はありますが、全体としては14日以内で処分決定できている件数としては7割を超えるぐらいだったかと認識しているのですけれども、そこは我々も、なるべく早く決定することを心掛けていきたいと考えております。</p>
小池めぐみ委員	<p>期間が長いものもそうですけれども、請求の情報内容別も出ていますね。結構多いのが委託とか契約に関するものだと思うのですが、委託契約に関しては、民間事業者とか団体との契約に関する事項が出てくるので、出すときにも黒塗りとか、情報公開の中で出せない部分ももちろんあるとは思いますが、それでも杉並区の情報公開の手引も出ていますが、情報公開制度に基づいて公開の努力義務を果たすような形で、区のほうから働き掛けとして、もう少しここは出せますよね、というようなことはあるのでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>事業者意見照会をして、例えば、事業者のほうから、ここは出したくないですとか、ここは非公開でお願いしますという回答もありますし、あるいは、ここは出せますという回答もあって、事業者によって温度感がまちまちだということも正直感じております。</p>

	<p>担当の所管と事業者がまず、やり取りを一義的にはすることが多いのですが、所管のほうからもここはオープンにしても問題ないのではないだろうかというようなやり取りをしてもらっていますし、我々のところに挙がってくる段階でも、これは事業者がこういうように言っているにしても、さすがにそれは理由にはならないのではないかというやり取りをすることもありますので、そこは我々もしっかりと、よりオープンにしていくという観点で取り組んでいきます。</p> <p>また、区としての情報公開に対する考え方をより明示していく必要はあるとも思っています。例えば、指定管理事業者の選定に当たっては、その実施要領の中に、今、区の考え方を一部入れたりもしていますけれども、そのような形で何らか、区はこういうスタンスだから区と契約を結ぶ際に、あるいは協定でもいいのですが、そういう場合にはしっかりと事業者のほうにも考えて対応してもらえるように、我々も一層の努力をしていく必要があると考えております。</p>
会長	ほかに御質問はありますか。
堀部やすし委員	<p>まず、情報公開請求の件です。資料の30ページにNo.123があり、情報公開請求が行われた日が令和5年9月13日で、処分前ということになっています。恐らく、この報告は3月31日現在で処分前であったという報告だと思うのですが、情報公開請求が出れば14日間で可否決定をするのが原則で、例外が60日、60日を超えてまだ決定が出ないというのは例外中の例外なのですが、恐らく半年以上を経過していると思うのです。この理由は何だったのでしょうか。さすがに、もう決定はされていると思うのですが、決定まで何日掛かっていたのかを確認いたします。</p> <p>2点目ですが、この情報公開請求に対して、取下げがかなり出ています。取下げの理由としては、例えば、ホームページに掲載されている情報なので、そちらを御覧くださいといったことや、パンフレット等を情報提供しているので、そちらを差し上げるという形で、正式な行政処分をする必要がないということだとは思いますが、ただ、一般にホームページに公表されている情報の範囲と、具体的に区が保有している情報の範囲とは通常は異なるので、安易に取下げを求めているようなことがあるとすると、問題ではないかと思えます。そのようなことはないのかどうかを確認したいと思います。</p>
情報公開係長	<p>まず、最初の御質問に関してですが、当該請求について、既に同じ請求の中で公開をしているものがあります。それはNo.122なのですが、請求件数、処分の決定としては分けて表示しています。No.123については、対象の情報が少し多いということと、判断に時間を要しているといったことで、現時点においても、まだ決定できていないといった状況です。</p> <p>それから、取下げの件ですが、もともと、請求があったものについて、区の所管課の判断で情報提供にて対応したものについては、最終的には取</p>

	<p>下げの手續をしていただくということで、こちらの件数に含めているといったものです。</p>
堀部やすし委員	<p>そうすると、最初のNo.123 の件ですが、現在もまだ可否決定はされていないということですね。そうすると、過去最長ぐらいの長さだと思うのですが、この情報は、区の運用でいくと令和5年9月13日に請求が出ていますので、令和5年9月13日に存在していた情報について可否を決定するという、そのような運用を今後もされるということですか。このままいくと1年ぐらい情報は出てこないわけですが、その辺りを確認します。</p> <p>取下げについて御説明いただきましたが、私がお聞きしたかったのは、要するに、ホームページに載っています、パンフレットがありますという形で、恐らく、情報提供されるのだと思いますが、それをもって取下げを迫るといえるのか、先ほども言いましたが、実際に情報提供されている情報量と、区が保有している情報量は異なるはずですから、請求者としては、必ずしも取下げの機会を持たない場合もあると思うのですが、それを無理に、取下げを迫るといような運用がなされていないのかどうかを確認したいと思います。</p>
情報管理課長	<p>1点目に御質問いただいた情報公開請求について、現在、可否決定にまで至っているかどうかについては、今、確認をしております。2点目の取下げについては、特定の所管に関する情報が多いという印象を持っております。具体的には、生活衛生課という部署があり、そこで事業者の営業許可台帳のような情報があるのですが、所管とこういった公開請求が出たというやり取りをしたときに、それならば情報提供で対応できるという話になり、情報提供で対応させていただき、事務处理的には取下げさせていただくということです。</p> <p>なお、それでお渡ししている情報が、本来、情報公開請求があったとしてお渡しする情報と、制度を使わずに提供するといった情報量で差があるということではありません。</p>
情報公関係長	<p>令和5年9月13日に請求のものですが、まだ決定しておりません。請求者に対しては、令和7年8月31日までに決定をするということで通知を出しているところです。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。ないようでしたら、次に、35ページ、報告第5号について御質問はございますか。</p>
安田マリ委員	<p>こちらは報告後の項目の文言についてですが、請求区分の中に可否決定状況とあり、「不開示」とあります。この「不開示」という表記になっていますが、昨年度の資料を見ると、「非開示」となっており、この表現が変わっています。この変更は、個人情報保護法が令和5年度に改正されたことによるもので、その意味合いは同じであると同っております。</p> <p>その意味での変更は文字面の変更で些細な変更だと思うのですが、他方で、この同法の改正により、様々な行政機関等における法律や条例で運用</p>

	<p>されてきた個人情報の取扱いが、同じ法律の規律によって取り扱われることになった。つまり、大きく変わったのではないかと推察しているところです。杉並区の情報保護制度の運用の仕方、あるいは、この審議会の在り方等に、この同法改正がどのような影響を及ぼしたのか。その辺りを伺えたらと存じます。</p>
情報管理課長	<p>今、御指摘いただいた現在の可否決定状況で、現在は「不開示」となっていますが、昨年度は「非開示」と書かれております。おっしゃるように、個人情報保護法の改正によって文言の規定が変わりましたので、まず、そこが変わったということと、意味合いは同じということです。</p> <p>基本的に、この個人情報保護制度の開示請求等の制度の運用というところについては、法律が改正する以前と以後で、特段の大きな変更はありません。ただ、今も開催しております個人情報の審議会においては、例えば、これから個人情報を取り扱うような事案があるときには審議会に諮問をさせていただいて、いろいろな御意見を頂いて、そして答申を頂くという一連の流れがあったのですが、正に、おっしゃるように、個人情報保護法が改正されて自治体にも適用されるというところで、こういった審議会のような場で個人情報を取り扱う事案について個別に諮問をすることができなくなり、本日は、冒頭に御報告という形で、お時間を頂いて1件ずつ御説明いたしました。そういった方法になりました。</p> <p>併せて、諮問ができなくなったということで、これまでのセキュリティや個人情報を保護していくことが全くなされなくなってしまっているのではないかと御懸念もある中で、一昨年度の審議会の中で法改正に関する作業部会を立ち上げて、そこで有識者の委員の方々に御検討いただいたりして、膨大な資料になってしまいましたが、現在は、参考資料という形で審議会にお示ししているように、杉並区としては自己点検を実施しています。個人情報保護制度の開示請求等の制度運用については大きな変更点はないのですが、審議会に対しての諮問ができなくなり、報告することになりました。そのために、自己点検の仕組みを作り、庁内でしっかりやっていくこととしたところにおいては、これまでの事務の行い方、やり方に大きな変更が生じたといえるのではないかと考えております。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。</p> <p>(質問なし)</p>
会長	<p>御意見はありますか。</p> <p>ないようでしたら、私から1点あります。先ほどの堀部委員の質問で1つお答えを頂いていなかった気がするので、30ページのNo.123の件を確認させてください。基本的には、8月31日に決定をする予定であるというところまで御回答を頂きましたが、先ほどの堀部委員の御質問は、この決定が出たときには、請求日の9月13日時点の情報しか出ないのかという御質問もあったかと思うのですが、こちらについても御回答をお願いします。</p>

情報管理課長	こちらについて、情報公開請求においては、対象とする情報の特定が請求がされた日の時点であるというように解釈されておりますし、そのような運用をしておりますので、堀部委員の御質問については、あくまでも請求日時点であるということです。
会長	分かりました。それでは、報告第2号から報告第5号は了承いたします。次に、諮問第1号、諮問第2号について事務局から説明をお願いいたします。
諮問第1号 諮問第2号	
情報管理課長	(案件について説明する。)
区民課長	(案件について説明する。)
情報管理課長	(案件について説明する。)
会長	ただいまの説明について、御質問、御意見はありますか。
(質問、意見なし)	
会長	では、本諮問については詳細な資料の確認について時間がかかるため、住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会において確認を行い、その確認結果を年度後半の第4回審議会にて部会からの報告を受け、答申することといたします。 なお、部会での確認作業に御興味がある場合には、本審議会の委員の皆様には傍聴していただくことができます。部会の運営については、私が部会長ですので私に御一任いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。
(異議なし)	
会長	ありがとうございます。それでは、事務局は調整の上、部会を開催してください。次に、諮問第3号について、事務局から説明をお願いいたします。
諮問第3号	
情報管理課長	(案件について説明する。)
会長	ただいまの御説明に対して質問はありますか。なければ、私から質問があります。この集中管理に関するところですが、杉並区で移行するシステムの全件に関して点検するのですか。それとも、包括的な形での点検になるのでしょうか。
番号制度・情報セキュリティ担当係長	今回の評価書の再チェック作業をどこで切分けるか、どのような判断で実施するかというところですが、評価書の種類によって違い、その事務で扱う対象人数がこれ以上であればこういった評価書を作るというのが、事務ごとに分かれております。 例えば、10万人以下の基礎的な評価書しか法令上作らなくていいというものについては、こういった第三者点検は実施しなくていいというような整理がなされております。逆に、10万人を超えるような大きな事務については法的に再点検が必要になりますので、今回、諮問させていただくとい

	ったこととなります。
会長	再点検は、従来やっていた件数に対して全部1つ1つの再点検なのでしょうか。それとも、それを包括的に、システムの基盤が移るだけですから、基盤が移るということに関して全件まとめてやるのか、それとも、今までの縦割り状態のもので評価書ができていると思いますが、それを縦で、全部10あったら10やるのですか。
番号制度・情報セキュリティ担当係長	説明が不足しており、失礼しました。おっしゃるとおり、評価書自体は事務ごとに縦割りで分かれていて、今回、対象になるのは、9本ほどあるかと思うのですが、部会としては1回の部会でやります。内容としても、ガバメントクラウドに乗せ換えることで、リスクがどう変わるかという、その1テーマで実施するのですが、扱う評価書としては、9本ほどありますので、それを1つ1つ、どこがどのような記載に変わるかということとはチェックしていただくような形になります。
会長	承知しました。ほかに御質問、御意見はありますか。
(質問、意見なし)	
会長	<p>本諮問については、特定個人情報保護評価書案について区民意見の聴取を行った後、詳細な資料の確認については時間が掛かるため、特定個人情報保護評価第三者点検部会において検討し、その検討結果を、次回の第2回審議会にて部会からの報告を受け、答申することといたします。</p> <p>なお、部会での検討作業に御興味がある場合には、本審議会の委員の皆様は傍聴していただくことができます。部会の運営については、私が部会長ですので私に御一任いただきたいと存じます。</p> <p>では、事務局は調整の上、部会を開催してください。よろしく願いいたします。次に、一般報告があります。事務局から説明をお願いいたします</p>
(一般報告)	
区民課長	(案件について説明する。)
情報管理課長	(案件について説明する。)
会長	今の説明について御質問、御意見はありますか。
(質問、意見なし)	
会長	では、御質問等ありませんので本件は了承といたします。本日の議題は以上となります。最後に、事務局から何かありますか。
情報管理課長	<p>会議録について、本日確定しました令和5年度第4回の会議録については事前にお配りしたのから修正がありませんでしたので、改めての提供は控えさせていただきます。御理解のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>最後に、次回の審議会の日程ですが、令和6年10月31日(木)の午後2時から、終了時間については案件の数や内容にもよりますが、午後5時を想定しております。会場は本日と同じく杉並区役所の中棟5階の第3・第4委員会室の予定です。どうぞよろしく願いいたします。</p>

会長	それでは、令和6年度第1回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。本日は御協力いただき、ありがとうございました。
----	----------------------------------------------------------------